

議員案第27号

西岡市長に対し、小金井市立保育園廃園問題について、保護者団体など
関係者と対話を重ねることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

小金井市議会議員

白 井 亨

古 畑 俊 男

坂 井 えつ子

安 田 けいこ

片 山 かおる

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

西岡市長に対し、小金井市立保育園廃園問題について、保護者団体など
関係者と対話を重ねることを求める決議

西岡市長は昨年、従来は民営化する方針だった小金井市立保育園について、段階的に受入れ児童数を縮小し、最終的に廃園とする方針を打ち出した。第一段階で、くりのみ保育園（東町）及びさくら保育園（貫井北町）を廃園し、続いて、わかたけ保育園（前原町）を廃園にするとの内容である。

この市長方針に対して、保護者団体から強い懸念が表明され、市議会は昨秋「利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の廃園への準備行為の中止を求める陳情書」を全会一致で採択し、市長に送付した。

しかし、その後も保護者団体の理解を得ることはできず、保護者団体からは、現時点においても、「納得のできる説明」、「専門家・関係者を入れた協議・検討」を求める声が上がっている。

小金井市における子育て支援の基幹的施設である市立保育園5園のうち、3園を廃園にするという市長方針に関しては、市議会の中で賛否双方の意見があるが、8月に開催された全員協議会では、反対議員のみならず、賛成議員からも、保護者団体との対話を求める声が上がった。しかし、市長は2022年8月25日、保護者団体との対話の場の設定に背を向けたまま廃園条例案を市議会に送付した。

係る重要案件について、保護者団体との対話に応じない「問答無用」の姿勢は理解できない。市長は常々「対話の市政」、「対話とは相互理解」と標榜しているが、これでは看板に偽りありと指摘せざるをえない。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、小金井市立保育園廃園問題について、保護者団体など関係者と真摯に向き合い、対話を重ねる場を設定することを強く求めものである。

以上、決議する。

令和4年 月 日

小金井市議会

議員案第28号

「国葬」を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

「国葬」を行わないことを求める意見書

2022年7月8日、安倍晋三元首相が、参議院選挙の街頭応援演説の最中に銃撃されて亡くなった。選挙活動中の政治家に対する銃器等を用いた襲撃は、いかなる理由であれ、民主主義に対する重大な脅威であり、絶対に許されない。

一方、岸田内閣は、9月27日に安倍元首相の「国葬」を行うと閣議決定した。1人の政治家の死を葬儀の場で悼むことは、主義主張に関わりなく行われて然るべきである。

しかし「国葬」の実施は、憲法14条が規定する法の下の平等に反する問題であるとともに、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機となるものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）に違反するものである。

政府は「国葬」にする理由として、歴代最長の任期期間と、内政・外交での大きな実績を挙げているが、そもそも政治家に対する評価は、歴史的経過の中で主権者・国民が下すべきものである。

「国葬」を前にして、学者、弁護士会などをはじめ「国葬」に反対する国民の声が広がっている。どの世論調査でも反対が賛成を上回っており、国民の理解は得られていない。

そもそも「国葬」は、戦前、天皇や皇族とともに、天皇と国家に貢献したとされる、国家に偉勳ある者に対して、天皇から賜るものとして行われる儀式だった。

その根拠となる国葬令は、憲法に不適合なものとして、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第1条に基づき、1947年の終了をもって失効している。

その後、佐藤栄作元首相が死亡した際に「国葬」の実施が検討されたが、法的根拠が明確でないとする当時の内閣法制局の見解等によって見送られた経緯がある。

政府は、今回「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条第3項第33号で内閣府の所掌事務とされている国の儀式として閣議決定をすれば実施可能との見解を示しているが、そもそも内閣府設置法は、内閣府の行う所掌事務を定めたもので、国の儀式に「国葬」が含まれるという法的根拠には成り得ない。法治主義を壊すものであり断じて許されない。

さらに、「国葬」の費用の財源は予備費から支出されるということだが、その経費を全額国費から支出することについて法的根拠がないばかりか、全体の費用さえ国民に明らかにされていないのは重大である。国会での議論も行われず、巨額の支出をすることは財政規律の観点からも許されるものではない。政府が国費を支出することは認められない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、法的根拠がない「国葬」の実施について撤回することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

議員案第29号

小金井市立中学校給食費補助金の交付に関する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月8日提出

小金井市議會議員

片山かおる

たゆ久貴

水上洋志

森戸よう子

(提案理由)

現下の経済状況の下、小金井市立中学校における保護者の経済的負担を軽減し、
もって子育て支援を拡充するため、本案を提出するものであります。

小金井市立中学校給食費補助金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき実施される学校給食に関し、同法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費の一部を補助することにより、小金井市立中学校（以下「中学校」という。）における保護者の経済的負担を軽減し、もって子育て支援を拡充することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、中学校に在籍する生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 学校給食費について、学校教育法第19条に基づく就学援助を受けている者
- (2) 学校給食費を滞納している者。ただし、納付の誓約をしている者を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生徒1人当たり1,800円に学校給食を受けた月数を乗じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 中学校の校長（以下「校長」という。）は、補助対象者の委任を受けて、次項の規定による補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の規定により委任を受けた校長が補助金の交付を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、校長に通知するものとする。

(補助金の代理受領等)

第6条 補助金は、保護者及び中学校の教職員で構成される団体（以下「学校関係団体」という。）が補助対象者に代わって受領するものとする。

2 学校関係団体は、前項の規定により補助金を受領したときは、当該補助金を補助対象者の支払うべき学校給食費の一部に充てるものとする。

(実績報告)

第7条 校長は、当該年度の学校給食が終了したときは、市長に対し、実績の報告をしなければならない。

(補助金の額の確定及び精算)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付すべき額を確定した場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて学校関係団体に対し返還を請求しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2022年9月9日本会議 議員案第29号資料
平成29年4月から学校給食費を改定します。

小金井市の学校給食費につきましては、平成26年4月の消費税率改定に伴う改定を除き、平成21年から価格の改定を行わずに給食の質や量の一定水準の維持に努めてまいりました。

近年、食材料費の上昇が続いていること、食材の選定、献立の工夫など努力をしてまいりましたが、今後、必要な栄養価を確保し、質を維持していくことが困難な状況となつております。

学校給食費は、食材の購入費のみに充てられるもので、全額が児童・生徒に還元されるものですが、保護者の皆様のご負担となるため、平成28年10月にアンケートを実施させていただきました。このアンケート結果を踏まえ、平成29年4月から学校給食費を改定することといたしました。

今後も、地場産物の食材を多く取り入れるなど献立の充実を図るとともに、安全でおいしい学校給食の提供に努めていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

改定金額		改定前 (円)	改定後 (円)	値上げ額 (円)	値上げ率 (%)	年間給食回数 (回)
小学校	1・2年生 (月額)	247 (4,200)	257 (4,369)	10 (169)	(4.0)	1年生 178 2年生 188
	3・4年生 (月額)	266 (4,530)	278 (4,726)	12 (196)	(4.3)	187
	5・6年生 (月額)	286 (4,870)	298 (5,066)	12 (196)	(4.0)	187
中学校	全学年 (月額)	318 (5,210)	333 (5,449)	15 (239)	(4.6)	180

※1 給食費は消費税込みです。

※2 小学校1年生の4月分は1,799円です。

※3 中学校は4月分のみ5,450円です。

給食費の徴収方法につきましては、学校よりご案内いたします。

【別紙1】

学校給食費の無償化等の実施状況（都道府県別）

都道府県	1 小学校・中学校とも無償化を実施		2 小学校のみ無償化を実施		3 中学校のみ無償化を実施		4 一部無償化・一部補助(1~3以外)		5 無償化等を実施していない	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
1 北海道	15	8.4%	1	0.6%	0	0.0%	43	24.0%	120	67.0%
2 青森県	5	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	5	12.5%	30	75.0%
3 岩手県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	12.1%	29	87.9%
4 宮城県	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	8	22.9%	26	74.3%
5 秋田県	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	12.0%	20	80.0%
6 山形県	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	11	31.4%	23	65.7%
7 福島県	1	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	17	28.8%	41	69.5%
8 茨城県	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	18	40.9%	25	56.8%
9 栃木県	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	24.0%	18	72.0%
10 群馬県	8	22.9%	0	0.0%	0	0.0%	13	37.1%	14	40.0%
11 埼玉県	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	13	20.6%	48	76.2%
12 千葉県	1	1.9%	0	0.0%	1	1.9%	13	24.1%	39	72.2%
13 東京都	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	25	40.3%	35	56.5%
14 神奈川県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	15.2%	28	84.8%
15 新潟県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	10.0%	27	90.0%
16 富山県	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	3	20.0%	11	73.3%
17 石川県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	15.8%	16	84.2%
18 福井県	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	29.4%	11	64.7%
19 山梨県	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	13	48.1%	12	44.4%
20 長野県	3	3.9%	1	1.3%	0	0.0%	20	26.0%	53	68.8%
21 岐阜県	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	8	19.0%	32	76.2%
22 静岡県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%	33	94.3%
23 愛知県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	17	31.5%	37	68.5%
24 三重県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	20.7%	23	79.3%
25 滋賀県	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	18	94.7%
26 京都府	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	3	11.5%	21	80.8%
27 大阪府	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.7%	41	95.3%
28 兵庫県	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	4	9.8%	36	87.8%
29 奈良県	4	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	16	41.0%	19	48.7%
30 和歌山県	3	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	26.7%	19	63.3%
31 鳥取県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	36.8%	12	63.2%
32 島根県	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	26.3%	13	68.4%
33 岡山県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	11.1%	24	88.9%
34 広島県	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22	95.7%
35 山口県	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	17	89.5%
36 徳島県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	29.2%	17	70.8%
37 香川県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	16	94.1%
38 愛媛県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	15.0%	17	85.0%
39 高知県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	21.2%	26	78.8%
40 福岡県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	30.0%	42	70.0%
41 佐賀県	3	15.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	30.0%	11	55.0%
42 長崎県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	23.8%	16	76.2%
43 鹿児島県	2	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	16	35.6%	27	60.0%
44 大分県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	100.0%
45 宮崎県	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	8	30.8%	17	65.4%
46 鹿児島県	4	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	23	53.5%	16	37.2%
47 沖縄県	6	14.6%	0	0.0%	0	0.0%	17	41.5%	18	43.9%
合計	76	4.4%	4	0.2%	2	0.1%	424	24.4%	1,234	70.9%

2 調査結果の概要

1 学習費総額

(1) 学校種別の学習費総額及び構成比 (表1、図1-1~3参照)

幼稚園は公立約22万4千円、私立約52万8千円、小学校は公立約32万1千円、私立約159万9千円、中学校は公立約48万8千円、私立約140万6千円、高等学校(全日制)は公立約45万7千円、私立約97万円となっている。

学習費総額における「学校教育費」、「学校給食費」及び「学校外活動費」の構成比は、公立小学校及び公立中学校では「学校外活動費」の構成比が高く、いずれも60%以上である。一方、私立幼稚園、私立中学校及び公立・私立高等学校(全日制)では「学校教育費」の構成比が60%を超えていている。

(2) 学校種別の公私比較 (表1参照)

公立学校と私立学校の学習費総額の差は、幼稚園では私立が公立の2.4倍、小学校では5.0倍、中学校では2.9倍、高等学校(全日制)では2.1倍となっている。

表1 学校種別学習費総額の推移

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)		(円)
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
学習費総額	223,647	527,916	321,281	1,598,691	488,397	1,406,433	457,380	969,911	
公私比率	1	2.4	1	5.0	1	2.9	1	2.1	
うち学校教育費	120,738	331,378	63,102	904,164	138,961	1,071,438	280,487	719,051	
構成比(%)	54.0	62.8	19.6	56.6	28.5	76.2	61.3	74.1	
公私比率	1	2.7	1	14.3	1	7.7	1	2.6	
うち学校給食費	19,014	30,880	43,728	47,638	42,945	3,731	
構成比(%)	8.5	5.8	13.6	3.0	8.8	0.3	
公私比率	1	1.6	1	1.1	1	0.1	
うち学校外活動費	83,895	165,658	214,451	646,889	306,491	331,264	176,893	250,860	
構成比(%)	37.5	31.4	66.7	40.5	62.8	23.6	38.7	25.9	
公私比率	1	2.0	1	3.0	1	1.1	1	1.4	

(注)1 平成30年度の年額である。(以下の表において同じ。)

2 「公私比率」は、各学校種の公立学校を1とした場合の比率である。

(参考) 公立・私立学校総数に占める私立学校の割合、及び公立・私立学校に通う全児童・生徒数全体に占める私立学校に通う者の割合は、幼稚園では学校数:64.2%／園児数:84.5%、小学校では学校数:1.2%／児童数:1.2%、中学校では学校数:7.6%／生徒数:7.4%、高等学校(全日制)では学校数:30.5%／生徒数:33.0%である。

※高等学校(全日制)の生徒は、本科生に占める私立の割合である。

※学校数、児童・生徒数は、平成30年度学校基本統計(学校基本調査報告書)による。